

○興雲閣の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 27 年 5 月 27 日

松江市規則第 46 号

改正 令和 4 年 3 月 30 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、興雲閣の設置及び管理に関する条例（平成 27 年松江市条例第 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第 2 条 条例第 15 条に規定する利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合について行うものとする。

- (1) 松江市又は松江市教育委員会が主催し、又は共催する事業により利用する場合 10 割
- (2) 前号に掲げる場合のほか、興雲閣の利用を促進するものとして特に必要と認める場合
市長の承認を得て指定管理者が別に定める割合

(利用料金の還付)

第 3 条 条例第 16 条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。

- (1) 興雲閣の利用の許可を受けた者の責任に帰することができない理由により利用することができなくなったとき 全額
- (2) その他特別な事由により必要と認めるとき 市長の承認を得て指定管理者が必要と認める額

(市長による管理)

第 4 条 条例第 18 条第 1 項の規定により市長が興雲閣の管理を行う場合にあつては、第 2 条第 2 号及び前条第 2 号中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えてこの規定を適用する。

(雑則)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 3 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 30 日松江市規則第 28 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中松江城天守登閣料に関する

る規則第4条第3号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。